

令和7年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託契約結果

令和7年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名 令和7年度 横浜市自立生活安定化支援事業業務委託

本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所や無料低額宿泊所、

2 委託内容 法的位置づけのない施設を居所としている生活保護受給者等の中には、緊急連絡先がないことや民間賃貸住宅等での生活経験が乏しいなどの理由により、本人が希望しても民間賃貸住宅等への転居が困難な方がいます。このような方に対して、民間賃貸住宅等への転居を促進し、転居後に地域での安定した生活が継続できるよう支援を図ります。

3 契約の相手方 中高年事業団やまと企業組合横浜支店

4 契約金額 ￥33,946,000.-

5 契約日 令和7年4月1日

6 評価結果 次表のとおり

提案者	評価点数	順位
中高年事業団やまと企業組合横浜支店	579	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価委員会開催日時	令和7年1月17日(金)14時10分から15時30分
評価委員会開催場所	横浜市開港記念会館2階7号会議室
評価委員出席状況	5人中5人出席
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先 健康福祉局生活福祉部生活支援課 TEL : 045-671-2403

【提案書評価表】

No.	評価項目	評価事項(評価基準)	重み	上限配点
1	基本事項		5	25
1.1	業務実績	生活困窮者に対する相談支援業務実績は本事業の目的達成に十分か。	1	5
1.2	事業目的と効果の妥当性	何を目的に事業を行い、どのような効果が得られると考えているのか。また、それらは妥当か。	1	5
1.3	生活保護受給者に対する現状・課題の理解度	簡易宿泊所や無料低額宿泊所、法定位置づけのない施設を居所としている生活保護受給者の現状を理解しているか。また、本人の状況像に応じた転居支援・生活支援の必要性と課題の認識及び取組方針は妥当か。	2	10
1.4	コスト	提案内容と概算見積のバランス	1	5
2	実施体制に関する事項		9	45
2.1	支援スタッフの体制	支援スタッフの配置は想定される業務量に対して十分か。スタッフの急な退職・休業等への対応策は考えられているか。	3	15
2.2	支援スタッフの経験等	統括責任者は転居支援員・自立生活支援員に対してアドバイスできるだけの業務経験を有しているか。転居支援員及び自立生活支援員はそれぞれ相談援助業務の経験及び必要な知識・資格を有しているか。	3	15
2.3	支援スタッフの育成・研修	支援スタッフが本市の関係機関や寿地区の地域特性、生活保護受給者の状況等を理解し、自立に向けた転居支援・生活支援を行うために必要な知識・技術力を高めるための研修機能は十分か。	3	15
3	支援に関する事項		16	80
3.1	転居支援	ア 生活保護受給者の転居支援を取り巻く課題を踏まえたうえで、物件の情報収集やスムーズな転居に向けた仲介業者等との連携が期待できるか。 イ 保証会社の利用や緊急連絡先の確保が期待できるか。また、家主や仲介業者等から緊急連絡が入った時に十分に対応できるか。 ウ 対象者との信頼関係構築について、対象者の状態像を踏まえたうえでの支援方法や手順について具体的な提案がされているか。 エ 提案された取組により一般アパート等への転居促進が期待できるか。	2	10
3.2	自立生活安定化支援	ア 体験アパートの必要性を理解しているか。また、そこで実施する生活支援により、一般アパート等への転居が期待できるか。 イ 提案された家計相談支援やアフターフォロー等のプログラム内容は、地域での自立生活継続が期待できるものか。 ウ 提案された取組みにより、地域での自立した生活の継続が期待できるか。	3	15
3.3	業務上の連携	区福祉保健センター、その他関係機関との連携、支援要請に対する即応性や効果的な業務遂行	1	5
4	ワーク・ライフ・バランスに関する取組事項		6	4
4.1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	(従業員101人未満の場合)策定し、労働局に届出ているか。	1	1
4.2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	(従業員301人未満の場合)策定し、労働局に届出ているか	1	1
4.3	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	いずれかを取得している、または認定されているか。	1	1
4.4	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエル認定の取得	取得している、または認定されているか。	1	1
5	障害者雇用に関する取組事項		1	1
5	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%の達成	達成しているか(従業員40人以上)、又は障害者を1人以上雇用しているか(従業員40人未満)	1	1
6	健康経営に関する取組		1	1
6.1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	取得している、または認証を受けているか。	1	1
合計			37	156

評価点=重み×評価　評価:A(5点)、B(4点)、C(3点)、D(2点)、E(0点)

※4、5、6の評価項目については、評価を1点満点とする。A(1点)、B(0点)